

令和6年度第10回総会（月例）議事録

日 時	令和7年1月28日（火） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 (19名)	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 (0名)	
事務局	事務局長 種村 主幹 竹之内 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、小山田、山下、山崎、山中、小村、児之原、栗須 専門員 高山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邊、真方、福元 主査 安樂、上崎 主任 矢崎、米倉 主査 神崎 技師 井手
農政総務課	
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 相続税の納税猶予に関する件 7 地域計画に係る意見書に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議長	<p>開会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第10回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局から連絡事項があります。</p> <p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>議案書27ページ、法務局からの照会案件の調査状況調書の調査結果ですが、市街化調整区調内を市街化調整区域内に修正をお願いいたします。</p> <p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>別冊資料3「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告についての7ページ、8904を890-4に、8905を890-5に、8906を890-6に、9ページ、1583を158-3に修正をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、鳥丸委員、福永委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
----	--

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～4ページ 13件	
議長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」郡山の番号6号の案件が、この3条許可申請に関連するので、併せて審議していただきたいと思います。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号1号、申請理由：労力不足、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号2号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号4号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	ご報告します。 番号5号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5番委員	ご報告します。 番号6号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1番委員	ご報告します。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足説明をいたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、以前より市内において営農を手伝っていることから、新規就農には該当しません。 番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。

議長	次に、松元、17番委員お願ひします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、19番委員お願ひします。
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、相手要望、営農型太陽光発電設備、地上権、区分地上権設定。</p> <p>8ページの第5条番号6と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号6号、転用形態：一時転用、用途・施設：太陽光支柱138本0.62m²、引込柱0.04m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西…水路、南…里道、水路、北…他人畑、水路、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>この件につきまして、補足説明いたします。</p> <p>申請者は、当初、農地法第4条申請について、令和3年4月9日付けで許可を受けて農用地区域内農地にある自己所有の農地に営農型太陽光発電設備を設置し、下部農地においてサカキ栽培の営農を行い、その後、営農者が代表を務める法人へ事業承継する形で再度、事業計画変更及び農地法第3条及び第5条許可申請を行い、令和3年11月5日付け地上権及び一時転用の許可となりました。</p> <p>この支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可是、支柱等の部分のみ一時転用許可となり、今回1回目の更新となります。</p> <p>なお、4ページ申請番号13の地上権及び8ページ申請番号6の一時転用の申請が遅れたことについて、令和3年11月5日付けの許可は、事業承継に伴う事業計画変更にともなう許可であるため、許可期間は、当初の令和6年4月8日までであったが、新たに許可が出た令和3年11月5日から3年間と誤認していたことまた、営農計画書などの新様式への変更に対応する準備作業が長引いたため、今回、始末書添付のうえ、3条及び5条申請を行い、追認許可を受けようとするものです。</p> <p>区分地上権者である借人に対しては、農地を一時転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのようなことのないよう 指導いたしました。</p> <p>更新にかかる詳細につきましては、支局職員より説明させます。</p>

郡山支局	<p>ご説明いたします。</p> <p>更新条件として</p> <p>一つ目 営農の適切な継続の確保</p> <p>二つ目 下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておむね2割以上減収していないこと</p> <p>三つ目 生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないこと</p> <p>となっております。</p> <p>営農の継続及び農産物の品質については、現地調査において確認しております。</p> <p>また、2割以上減収については、同年同地域の平均的な単収についてはデータがないため、年間1本の成木から通常採れる枝葉を6本程度の48gとして、本事業における10aあたりの本数を335本の16kgの見込みと算出しています。</p> <p>当該申請の収量は、収穫時期を作付から4年目とし、当初の作付けが、令和3年12月から令和4年2月までにかけて終え、令和6年9月を収穫時期としていました。</p> <p>知見を有する者の意見書より、「発育の状態の差が大きくなっているように思えるが、全体的な生育状況に問題は無いように見受けられる。ただし、令和6年の台風の影響にて倒木による枯れが見られることから、当初の収穫予定時期の令和6年9月ではなく、令和7年9月に収穫時期を変更した方が収穫の見込みが良い。」とのことです。</p> <p>このことからも、現在まで、1回目の収穫は行われていないため、収量はございません。</p> <p>営農計画も、令和3年の許可後、5年目（令和7年）9月以降の収穫見込みとして、見直されています。</p> <p>今回の区分地上権設定期間そして、一時転用期間の終期は、令和9年4月8日までの期間となります。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号13号は、農地法第3条第2項ただし書の不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>また、今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、農用地区域内農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「2番委員」挙手あり]</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>

2 番 委 員	番号13ですが、譲受人は新規就農者ではないのですか。営農型太陽光発電ですので、営農計画が出されているということでしたが、中身については、どうしたことなのか、何を下の方で植え付けなどをされるのか、わかられば教えてください。
19 番 委 員	栽培はサカキです。
郡 山 支 局	サカキ栽培になるのですが、今回1回目の更新になります。令和3年の時からサカキ栽培ということで、作付管理は令和4年の4月に終えまして、サカキ栽培を継続しています。 以上です。
10 番 委 員	営農計画は令和3年に出されていて、今回は更新ということになります。今回は営農計画は出ておりません。 更新の中身は貸し付けです。支柱の部分を5条で貸し付けているということです。
郡 山 支 局	農地全体に対して、太陽光発電の地上での区分地上権の設定です。5条による転用の一部分、支柱だけを一時転用しているということです。サカキ栽培は、日陰で行われますので、太陽光のパネルの下で、サカキ栽培が行われる形をとっています。営農者自体は譲渡人で、太陽光発電設備は譲受人ということになっております。
2 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。但し、番号13号については、農林水産省の通知により、5条許可と同日付けで許可を行うこととされておりますので、「農地法第5条許可申請に関する件」番号6号と同日付けで許可を行うこととします。 議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号6号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。但し、農用地区域内農地に該当するので、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。

議題2. 農地法第4条許可申請に関する件

5ページ 1件

議長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：顕彰碑1基4.00m²、園地91.00m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…農道、西…本人畑、南・北…私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「2番委員」挙手あり]</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2番委員	顕彰碑となっておりますが、顕彰碑の中身はどんなものですか。
谷山支局	<p>今回申請のありました顕彰碑は、明治初期に現在の福島県郡山市で行われた開拓事業に鹿児島から派遣され、農業指導や土壤改良によりコメの収穫量を10倍に増やすなど、原野の開墾に晩年をささげた方を顕彰する石碑になります。</p> <p>なお、今回の申請人はその子孫になります。</p> <p>以上です。</p>
2番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することいたします。</p>

議題3. 農地法第5条許可申請に関する件

6ページ～8ページ 6件

議長	<p>次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど郡山の1件につきましては、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の5件について審議していただきたいと思います。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：資材置場290.00m²、駐車場200.00m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…渡人畑、西・南…他人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟114.27m²、庭敷地等516.73m²、東・南…他人畑、西…里道、渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>一般住宅建築に伴う転用面積の上限500m²を超過していますが、申請地の南側が崖地になっており、がけ地後退に伴う有効面積は499.99m²であることから、今回の転用はやむを得ないと判断しました。</p> <p>番号3号、貸駐車場223.13m²、転回場等66.87m²、東…他人田、西…宅地、南…水路、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請地は、道に接していませんが、北側の雑種地は譲受人の駐車場であり、出入りの際はそちらを利用します。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、宅地分譲13区画2, 331.03m²、公園112.20m²、通路859.59m²、東…渡人畑、他人畑、市道、西…宅地、里道、私道、南…宅地、私道、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足してご説明申し上げます。</p>

松元支局	<p>ご説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は松元支所から東北東へ約2.7kmに位置する、特定土地改良事業等の施行区域内にある「第1種農地」です。</p> <p>申請人は、本市において不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地は、石谷小学校から直線距離で約150mの距離で、周辺の状況は都市化が著しく進み、住宅需要が見込まれる地域であることから申請地を取得し、隣接する宅地、里道と一体利用した総面積3,302.82m²について、建築条件付土地13区画2,331.03m²、公園112.20m²及び通路859.59m²として転用しようとしています。</p> <p>申請人による転用許可済の本市における建売住宅の進捗状況につきまして、期限を迎えているものが12棟、うち完成しているものが7棟となっており、事業計画の過半について工事が完了しております。</p> <p>また、県および近隣市町村に転用許可済みの建売住宅等の進捗状況を確認いたしましたところ、いずれも農地転用の申請実績はありませんでした。</p> <p>なお、区域区分の定められていない都市計画区域内における3,000m²以上の開発行為であることから都市計画法第29条の許可が必要となります。この都市計画法第29条については既に許可済みとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
17番委員	<p>続けます。</p> <p>番号5号、資材置場898.00m²、車両置場86.00m²、転回場等664.00m²、東…県道、西…水路、南…水路、県道、北…他人畠、境界…土留、雨水…自然流下、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号4号は第1種農地、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」5件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号4号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 非農地認定に関する件</p> <p>9ページ～11ページ 9件</p>	
議長	<p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：3585-1：蓬萊竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>3587-3：孟宗竹・雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：倉庫1棟、約30年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：住家1棟、50年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：ゴキ竹・雜木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：住家1棟、42年経過、現況宅地。</p> <p>番号7号、調査結果：住家1棟、35年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：杉、雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：雌竹・雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4、「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題5. 農用地利用集積計画に関する件</p> <p>12ページ～25ページ 26件</p>	
議 長	次に、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。
	それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>資料の12ページをご覧下さい。</p> <p>「議案第5号」、令和7年1月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権9件、11筆、11,720.00m²、使用賃借権17件、22筆、18,719.00m²、合計26件、33筆、30,439.00m²です。</p> <p>議案書の13ページから25ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題6. 相続税の納税猶予に関する件 26ページ 1件	
議長	<p>次に、議題6.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、15番委員お願いします。</p>

15番委員	<p>26ページをご覧ください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものです。</p> <p>今回1件の申請があり、1月16日に、6番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地調査を行いましたので、その結果をご説明いたします。</p> <p>申請者は被相続人の子で、相続開始年月日は、平成24年6月6日、今回が5回目の発行です。</p> <p>調査地は全て畠（果樹含む。）でした。</p> <p>1と2は続き地で、ビニールハウス5棟に、ダイコン、カブ、ニンジン、ブロッコリーが作付中、ほうれん草が作付予定でした。</p> <p>また、露地に、白菜、キャベツ、ブロッコリー、タマネギが作付中でした。</p> <p>3には、梅、柿、キンカン、サワーポメロが植付中でした。</p> <p>4から9は、続き地で、旧農業経営基盤強化促進法による特定貸付を行っており、ヒバの苗木を植付予定とのことでした。</p> <p>したがいまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行うとともに、特定貸付を行っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
議題7. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料2 23件	
議長	<p>次に、議題7.「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>議題7.「地域計画に係る意見書に関する件」について、今回は新規策定が19地域、変更が4地域となっています。</p> <p>まず、新規策定しようとする19地域のご説明をいたします。3ページに一覧があります。</p> <p>個別に説明するには数が多いため、最初に19地域でおおむね共通して挙げたことを申し上げます。</p> <p>地域の現状と課題は、高齢化や担い手不足による遊休農地の増加、イノシシ等の鳥獣による被害がでていること等が挙げられます。</p> <p>地域における農業の将来のあり方は、現在栽培されている作物を引き続き栽培することのほか、受託組合の活用や受託の取組を挙げているところが多いです。</p>

また、その将来に向けての目標は、担い手への集約や地域内外からの新規就農者等の受け入れを進めるなどして農地の保全を行うとしており、この目標を達成するために必要な措置は、電気柵の導入やスマート農業の活用としているところが多いです。

その他、各地区の特徴的なことを順に申し上げます。

それでは吉野地区の地域計画から説明いたします。

5ページから20ページです。

吉野地区は下田、川上町上花棚、岡之原町大久保の3地域で、いずれも地域内の多くが水田です。

地域の現状としては、下田、上花棚が基盤整備済みなのに対して、大久保の水田の大部分は基盤整備されておらず狭小・不整形な農地が多く、排水不良の農地も存在していることから、基盤整備についての検討をすることとしています。

大久保の畠地帯では、硬質プラスチックハウス等の施設を利用した苗鉢物や切花の栽培も行われています。

現状の担い手への集積率は10～20%程度で、10年後に20～25%にすることを目標としています。

次に吉田地区の地域計画について説明します。

21ページから58ページです。

吉田地区は6地域で、本名後西部は全てが畠で、ほかの5地域はほとんどが水田です。

地域の現状としては、畠では果菜類や軟弱野菜が、水田では水稻やWCS用稻が栽培されています。6地域のうち本名後西部は、現状の集積率が20%を超えているものの、そのほかは10%を下回っています。高齢化もあり、今後の農地の維持が課題となっています。

次に桜島地区の地域計画について説明します。

59ページから81ページです。

桜島地区は4地域で、全て畠・樹園地です。

地域の現状としては、いずれの地域も柑橘類が栽培されており、そのほか赤生原では施設野菜が、白浜では露地野菜が栽培されています。藤野と白浜では桜島大根の栽培も行われています。

いずれも集積率は10%未満ですが、地域外からの新規就農者の受け入れ等により20%を目標としています。

次に喜入地区の地域計画について説明します。

83ページから88ページです。

喜入地区は喜入生見地域の1地域で、田が75%、畠が25%となっています。

地域の現状としては、耕作条件の悪い一部の水田では遊休化が進んでいる一方、高収益作物や飼料作物の栽培を行っている農家もあり、遊休化を未然にふせいでいます。畠地では露地野菜や茶の栽培が盛んですが、高齢化が進んでいて、新たな担い手確保が課題となっています。

現状の集積率は5.2%ですが、地域内外から担い手を積極的に受け入れることなどにより20%を目標としています。

最後に松元地区の地域計画について説明します。

89ページから123ページです。

松元地区は5地域で、いずれも水田地帯を対象にしています。

	<p>地域の現状としては、いずれも主に水稻が栽培されており、交付金を活用した保全や維持管理に努めていますが、今後は高齢化による担い手不足が予想されるところです。</p> <p>現状の集積率は2～13%ですが、地域内外にかかわらず新規就農者を積極的に受け入れることなどにより20%を目標としています。</p> <p>統いて変更する地域計画について説明します。127ページに一覧があります。</p> <p>変更内容については、</p> <p>中山町野下は中山町5665-89外3筆の担う者の変更、犬迫町（川路山、横井原）は担う者の変更等と、西別府町50-3の編入、西佐多町塩杣は西佐多町1154外12筆の除外、本名後北部は本名町3700-1外1筆の担う者の変更と本名町5190-1の除外となっています。</p> <p>除外については、山林原野化によるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、議題7、「地域計画に係る意見書に関する件」23件につきましては、原案どおり決定いたします。</p> <p>なお、23件のうち今回新たに策定する19件については、「制度の周知徹底」を農業委員会の意見として提出したいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、そのようにすることといたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 27ページ 1件	
議 長	報告事項1 「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	報告します。27ページです。 照会日：令和6年12月18日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年12月27日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 28ページ～30ページ 14件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 31ページ～36ページ 15件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 37ページ 1件	
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 38ページ～42ページ 8件	
議 長	次に、報告事項2 「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3 「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4 「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5 「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	28ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は14件です。 登記地目別では、田6筆、3,535.00m ² 、畠42筆、32,668.00m ² となっております。取得した事由別数は、相続が14件。権利の種別は、所有権が14件。農業委員会によるあっせん等は、有が4件、無が10件となっております。 29ページから30ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

事務局	<p>次に、31ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、一般住宅、駐車場、その他が各1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が10件、駐車場が2件、合計12件となっております。</p> <p>32ページは、4条関係3件、33ページから36ページは、5条関係12件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、37ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>伊敷地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、38ページをお開き下さい。</p> <p>これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があつたことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権4件、5筆、4,915.00m²、使用貸借権4件、7筆、5,719.00m²、合計8件、12筆、10,634.00m²です。</p> <p>39ページから42ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</p> <p>別冊資料3 146件</p>	
議長	<p>次に、報告事項6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料3です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計146筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<p>・令和6年度第11回総会（月例）開催日時は、 2月28日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>次期農地利用最適化推進委員の募集を1月27日より市のホームページ等で広報を開始しております。</p> <p>募集期間は2月3日から3月3日までとなっており、募集要項はホームページのほか、農業委員会事務局及び各支局で配布しておりますので、ご案内をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時55分）</p>